

令和5年度 運営費の弾力的運用に係る事前提出資料

対象施設

措置費を受ける児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、
自立援助ホーム、ファミリーホーム

※児童家庭支援センターは県との業務委託契約のため、また公立の施設は措置費がないため、本資料作成の対象外。

目次

1 運営費の弾力的運用	
ア 弾力的運用の要件を満たしているかの確認	… 2
イ 弹力的運用の要件を満たしていない場合	… 3
ウ 弹力的運用	… 3
エ 積立金	… 4
2 前期末支払資金残高の取扱い	
ア 適切な前期末支払資金残高	… 4
イ 前期末支払資金残高の充当	… 4
3 運営費の管理・運用	… 5

根拠規定

略称	正式名称	発出年月日
運営費通知	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	平成16年3月12日

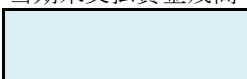
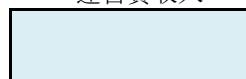
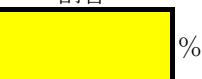
添付書類

※下記書類について、本資料に添付してご提出ください。

令和4年度 資金収支計算書	…弾力的運用の全般を確認するため。
令和4年度 資金収支明細書	…施設サービス区分の收支状況を確認するため。
令和4年度 積立金・積立資産明細書	…積立資産の取崩しが適切であるか確認するため。
令和4年度 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	…他施設等への繰入れが適切であるか確認するため。
令和4年度 貸借対照表	…他施設等への貸付が適切であるか確認するため。

1 運営費の弾力的運用（運営費通知の1関係）	点検結果	根拠														
	適 否 非該当															
ア 弾力的運用の要件を満たしているかの確認	<p>児童養護施設等の運営費は、社会福祉法人の自主的・自律的な経営を推進する観点から、次の要件を満たすことで、弾力的な運用が可能となる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">弾力的運用の要件</th> </tr> <tr> <th></th> <th>チェック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日)及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」(平成12年10月25日)など、別表1に掲げる関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。 (別表1)<ul style="list-style-type: none">・ 生活保護法による保護施設に対する指導監査について・ 障害者支援施設等に係る指導監査について・ 老人福祉施設に係る指導監査について・ 児童福祉行政指導監査の実施について</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③「社会福祉法人会計基準」に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>④利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次のア又はイが実施されていること。 ※④のみ満たさない場合は、課長通知に定めるところによる。 ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めている。 ・第三者評価の受審 年 月 日 ・結果の公表 年 月 日</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>イ 入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知され、第三者委員を設置して適切な対応を行い、苦情内容や解決結果を定期的に公表している。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>〈本要件をクリアすると…〉 ①人件費・管理費・事業費の各費目間での流用が可能となる。 ②人件費積立金、施設整備等積立金の積立が可能となる。</p>		弾力的運用の要件			チェック	①「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日)及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。	<input type="checkbox"/>	②「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」(平成12年10月25日)など、別表1に掲げる関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。 (別表1) <ul style="list-style-type: none">・ 生活保護法による保護施設に対する指導監査について・ 障害者支援施設等に係る指導監査について・ 老人福祉施設に係る指導監査について・ 児童福祉行政指導監査の実施について	<input type="checkbox"/>	③「社会福祉法人会計基準」に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。	<input type="checkbox"/>	④利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次のア又はイが実施されていること。 ※④のみ満たさない場合は、課長通知に定めるところによる。 ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めている。 ・第三者評価の受審 年 月 日 ・結果の公表 年 月 日	<input type="checkbox"/>	イ 入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知され、第三者委員を設置して適切な対応を行い、苦情内容や解決結果を定期的に公表している。	<input type="checkbox"/>
弾力的運用の要件																
	チェック															
①「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日)及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。	<input type="checkbox"/>															
②「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」(平成12年10月25日)など、別表1に掲げる関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。 (別表1) <ul style="list-style-type: none">・ 生活保護法による保護施設に対する指導監査について・ 障害者支援施設等に係る指導監査について・ 老人福祉施設に係る指導監査について・ 児童福祉行政指導監査の実施について	<input type="checkbox"/>															
③「社会福祉法人会計基準」に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。	<input type="checkbox"/>															
④利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次のア又はイが実施されていること。 ※④のみ満たさない場合は、課長通知に定めるところによる。 ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めている。 ・第三者評価の受審 年 月 日 ・結果の公表 年 月 日	<input type="checkbox"/>															
イ 入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知され、第三者委員を設置して適切な対応を行い、苦情内容や解決結果を定期的に公表している。	<input type="checkbox"/>															

	点検結果	根拠							
	適	否	非該当						
イ 弹力的運用の要件を満たしていない場合									
※上記の要件を満たしている施設については、「非該当」にチェックの上、以降をご記入ください。									
○ 人件費・管理費・事業費それぞれの使途範囲を遵守しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営費通知3(1)				
○ 積立を行っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営費通知3(2)				
ウ 弹力的運用									
※イの「適」「否」に記入した施設については、以下に記入いただく必要はありません。									
○ 上記要件を満たした上で、委託費を人件費・管理費・事業費間で相互流用しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営費通知3(1)				
○ 上記要件を満たした上で、委託費を人件費積立金・施設整備等積立金に積み立てているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営費通知3(2)				
○ 独立行政法人福祉医療機構等から、同一法人が運営する社会福祉施設等(別表3)の整備等に係る経費に必要な資金を借り入れている場合において、運営費をその借入金の償還やその利息に充当する額は、民間施設給与等改善費として加算された額を限度としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営費通知3(3)				
【民間施設給与等改善費として加算された額】									
加算額		円							
【別表3:同一法人が運営する社会福祉施設等】									
生活保護関係施設、老人福祉関係施設、介護保険関係施設、障害者関係施設、婦人保護施設、児童福祉関係施設、授産施設 ※詳細は略									

				点検結果	根拠
				適 否 非該当	
エ 積立金	『積立金・積立資産明細書』の各種積立額(残高)				
	積立の種類	積立額 (前期末残高)	当期取崩額	取り崩した場合の使用目的・内容	
A 人件費積立資産		円	円		
B 施設整備等積立金		円	円		
○ 弹力的運用の要件を満たしている場合において、 上表の積立を目的外に使用する場合は、事前に <u>理事会</u> の承認を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営費通知3(2)	
2 前期末支払資金残高の取扱い（運営費通知の4関係）	点検結果	根拠			
	適 否 非該当				
ア 適切な前期末支払資金残高					
○ 前年度の当期末支払資金残高は、前年度の運営費収入の30%以下となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営費通知4	
当期末支払資金残高  円 運営費収入  円 ➡ 割合  %					
イ 前期末支払資金残高の充当					
○ 前期末支払資金残高を、次の経費に充てる場合、上記弾力的運用の要件を満たし、 かつ、あらかじめ <u>理事会</u> の承認を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営費通知4	
〈前期末支払資金残高を充当できる経費〉					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該施設の人件費、光熱水量等、通常経費の不足分を補填するための経費 ・ 法人本部の運営に要する経費 ・ 同一法人が運営する第1種・第2種社会福祉事業の運営に要する経費 ・ 同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費 					

3 運営費の管理・運用（運営費通知の5関係）

- 他の会計又は経理区分との間で委託費の貸付又は資金の借入を行っているか。

※同一法人内の各施設拠点区分、本部拠点区分、収益事業等の事業区分への貸付は、
やむをえない理由があれば認められる。一方、それ以外の区分への貸付は、一切認められない。

貸 付	貸付先経理区分	金額	目的
		円	
		円	
		円	
		円	

借 入	借入先経理区分	金額	目的
		円	
		円	
		円	
		円	

- 上記の貸付及び借入は年度内に精算しているか。

運営費通知5

運営費通知5